

東京都北区議会

令和7年第3回定例会で可決した意見書

- 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める
意見書
- 医療機関への経営支援を求める意見書

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、本区議会は政府に対し、下記の措置を行うよう強く求める。

記

- 1、地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3、国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月3日

東京都北区議会議長 青 木 博 子

内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

石 破 茂 殿
村 上 誠一郎 殿
伊 東 良 孝 殿

医療機関への経営支援を求める意見書

令和6年度の診療報酬改定は、薬価を除く診療報酬本体について0.88%のプラス改定となった。しかし、物価高騰のなか令和6年12月の消費者物価指数は前年同期比で3.0%上昇し医療機関は診療材料費や水道光熱費などの経費増の対応に苦慮している。医療は公定価格であるため、物価上昇分を転嫁できず、多くの病院で経営が悪化している。

人手不足解消のため賃上げも求められているが、多くの医療機関からは、水道光熱費・材料費の高騰も影響し、人件費を診療報酬改定で「補填できない」との声も上がっている。

すでに、診療科や入院患者の受け入れを減らすことや、救急医療の廃止など医療機関の存続が危ぶまれている。

医療は、地域社会の最も重要なインフラの1つであり、日常の医療に加え、感染症や自然災害などの際に命を守る体制づくりが不可欠である。

こうしたなか日本医師会、医療機関団体や全国知事会などからも国に緊急的な財政支援や物価や賃金の上昇に適切に対応できる診療報酬の仕組みの導入など要望している。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記の事項について強く求める。

記

- 1、地域医療を守るため、医療機関に対し緊急的な財政支援措置を講ずること。
- 2、病院の診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月3日

東京都北区議会議長 青 木 博 子

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	関 口 昌 一 殿
内閣総理大臣	石 破 茂 殿
厚生労働大臣	福 岡 資 麿 殿